

# 鳥獣被害防止特措法（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に鳥獣被害防止特措法が全会一致で成立。被害対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進、捕獲鳥獣の利活用の推進等を図るため、平成24年、26年、28年及び令和3年に改正。
- 現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことを支援する等の内容。

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成



基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成

## <被害防止計画を作成した市町村等に対し、必要な支援措置を実施>

### 制定時(H19)の主な措置

#### 【財政支援】

補助事業による支援、特別交付税の拡充(交付率0.5→0.8)など、必要な財政上の措置が講じられる。

#### 【権限委譲】

市町村が希望する場合、都道府県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が委譲される。

#### 【人材確保】

鳥獣被害対策実施隊を設置することができ(民間隊員は非常勤の公務員)、捕獲隊員には狩猟税の軽減措置等の措置が講じられる。

### これまでの改正(H24、26、28、R3)で追加された主な措置

- ① 鳥獣被害対策実施隊員については『当分の間』
- ② 鳥獣被害対策実施隊員以外の者で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については『令和9年4月15日までの間』※  
銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除。

※ H24改正で『平成26年12月3日までの間』とされ、これまで延長。R3改正で令和3年12月3日から約5年4か月間延長。

対象鳥獣の捕獲等に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等の措置等を国等が講ずる旨を明記。(H24改正時)

都道府県が講ずる措置として、市町村の要請を受けて、被害防止に関する個体数調整のための捕獲等ができるよう範囲を拡大するとともに、国による必要な財政上の措置を講ずる旨の規定を新設。(R3改正時)

実施隊員の任命の際、多様な人材の活用に配慮する旨の規定を新設。(R3改正時)

目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記。(H28改正時)

捕獲鳥獣のペットフードや皮革等への有効利用、ジビエ利用における衛生管理の高度化の促進等を国等が講ずる旨を明記。(R3改正時)

被害防止や有効利用の専門人材の体系的な育成等を図るため、必要な施策等を国等が講ずる旨を明記。(R3改正時)

### ○ 特別交付税の対象経費（市町村）

駆除等経費(交付率8割)	柵(防護柵、電気柵等)、罟、檻・移動箱等の購入・設置費、これらの維持修繕費、捕獲のための餌、弾薬等の消耗品購入費、捕獲した鳥獣の買い上げ費や輸送・処理経費、猟友会等に駆除を依頼した場合の経費負担分、鳥獣被害対策実施隊の活動経費等
広報費( // 5割)	大型獣との出会い頭事故等の防止のための広報経費、鳥獣の餌となるものを捨てないように啓発するための広報経費等
調査・研究費( // 5割)	有害鳥獣を効果的に駆除するための研究、生態研究、捕獲等に関する実態調査等に要する経費

(注) 下線部は、被害防止計画を作成していない場合の交付率は5割